

ハラスメント防止に関する ガイドライン



つくば国際短期大学



1. ハラスメントに対する本学の方針

つくば国際短期大学は、憲法、教育基本法、つくば国際短期大学の建学の精神に基づき、ハラスメントの防止を宣言します。アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントは、教育、研究、労働の環境を壊すものであり、労働基準法に反し、ひいては人権や個人の尊厳を損うものです。自由で平等な環境の下に学び、研究し、労働できる権利を保護しなければなりません。教員、職員、学生、その他の関係者が相互に人権を尊重し、ハラスメントを防止し、排除するために、ここにガイドラインを定めます。

セクシュアル・ハラスメントは、特に大きな問題として受け止めます。男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法を尊重し、男女の性別による差別は、人権の侵害であり、排除しなければなりません。ジェンダー概念を理解し、男女間の不快な言動を排除し、防止します。セクシュアル・ハラスメントは、当事者に重大かつ微妙な結果をもたらすため、そのプライバシーを守ると同時に厳重に対処するための措置を講じます。防止に必要な条件と措置を整備し、教員、職員、学生、その他の関係者への周知を徹底し、ハラスメントに関する教育と啓発に努めます。



2. ハラスメントとは

ハラスメントとは、人種、性別、国籍、社会的身分、信条、年齢、身体的特徴などの属性あるいは広く人格に関わる事項などに関する言動によって、相手方に不利益や不快感を与え、あるいはその尊厳を損なうことをいいます。

大学におけるハラスメントとしては、性的な言動によるセクシュアル・ハラスメント、勉学・教育・研究に関連する言動によるアカデミック・ハラスメント、優越的地位や職務上の地位に基づく言動によるパワー・ハラスメントがあります。ハラスメントが起こる場所は、大学の内か外かを問いません。



セクシュアル・ハラスメントとは

セクシュアル・ハラスメントとは、性的な行動や言動、男女の役割分担意識に基づく言動をとることにより、相手や周囲に屈辱感や不快感を与え、また、学習・研究・労働条件を悪化させることをいいます。

セクシュアル・ハラスメントには次のような例があげられます

○優位な地位を利用したセクシュアル・ハラスメント

- ・ 研究指導や就職の斡旋などを条件に、性的関係を強要する
- ・ 研究指導などを理由に、不必要な個人指導を行う

○学習・研究・労働条件を悪化させる

セクシュアル・ハラスメント

- ・ 猥談をする
- ・ 性的な質問をしたり、性的なからかいの対象とする
- ・ ポルノやヌード写真などを見せたり、壁に貼ったりする

○男女の性的役割分担意識に基づく

セクシュアル・ハラスメント

- ・ 女性というだけで、お茶くみや掃除を強要する
- ・ 「女（男）のくせに」などの発言

行為者が「意図する」「意図しない」に関わらず、これらの言動で相手が屈辱感や不快感を抱いたり、またそれにより相手に不利益が生じたりすることがあれば、それは全てハラスメントにあたります。これらセクシュアル・ハラスメントは、異性間のみならず、同性間でも起こり得るものです。





アカデミック・ハラスメントとは？

アカデミック・ハラスメントとは、勉学・教育・研究に関連する場面において、優位な地位や立場を有する者がその権限や立場を利用し、相手方の教育を受ける権利の侵害や勉学・教育・研究を妨げることをいいます。

アカデミック・ハラスメントには次のような例があります。

- ・ 勉学・教育・研究の経過や結果を、不当に低く評価する
- ・ 「放任主義」を理由に、必要な教育や指導を行わない
- ・ アイディアの盗用や誹謗中傷の流布 など

ただし、教育上の指導においては、指導のあり方、指導を受ける側の受け取り方に多様性があるため、判断の難しいケースもあります。したがって、指導する側と受ける側との双方に対して異議申し立てをする機会を設けることとします。





パワー・ハラスメントとは？

パワー・ハラスメントとは、職場において優位な地位や立場にある者が行う不適切な言動・指導により、相手方の就労意欲や就労環境を著しく悪化させることをいいます。

パワー・ハラスメントには次のような例があります。

- ・ 人前で罵倒したり、能力を不当に低く評価する
- ・ 本人の意図を無視して配置転換する など

これらの行為は個人の尊厳を傷つけ、人権を侵害するものであるだけでなく、大学における勉学・教育・研究環境を悪化させるものもあります。

大学はこれらの行為が決して起こらないよう関係者の意識付けに努め、また万が一起こってしまった場合は、徹底して事実関係を究明し、対処していきます。





3. ガイドラインの適用

(1) ガイドラインが適用される人

このガイドラインは、本学の構成員である教職員と学生、さらに公開講座の受講生などすべてを対象とします。

また、キャンパスの内外を問わず、被害者または加害者が本学の構成員であれば、本ガイドラインは適用されます。

さらに、退職した教職員、および卒業生や退学（除籍）した者でも、離職ないしは学籍喪失直後であれば、在職中あるいは在学中に受けた被害について、このガイドラインが適用されます。

(2) ガイドラインが適用される時間や場所

ハラスメントを学内の人間から受けた場合は？

ハラスメントが起こった時間帯・場所を問わず、このガイドラインを適用します。

ハラスメントを学外者から受けた場合は？

実習やインターンシップ、あるいはアルバイト先などで学外者によりハラスメントを受けた場合には、このガイドラインを準用して、解決のため、大学としてできる限りの措置を講じます。



4. ハラスメントを防止しましょう

(1) 勇気を出して立ち向かいましょう

「NO!」と声に出して言いましょう

ハラスメントを受けた場合、これを無視したり、受け流したりしているだけでは、状況は改善されません。ハラスメントを受けた本人は、とにかく、「恥ずかしい」とか「トラブル・メーカーになりたくない」などと考えてしまいがちです。

しかし、ハラスメントをなくすことは自分だけのためだけでなく、適正な教育・研究・就学・就労などの環境を整備する上でもとても重要なことです。

もし、あなた自身やあなたの友人などがハラスメントの被害にあったら、勇気をもって立ち向かわなければいけません。

まず、ハラスメント行為をする相手に対し、そうした行為が不愉快であること、あるいは相手の行為によって自分が不利益をこうむることを相手に明確に意思表示しましょう。

自分ひとりで対処しきれないときは・・・

もし、自分ひとりで対処できないときは、周囲の人に話して助けてもらいましょう。

また、面と向かって言いにくい場合には、手紙やメモにして相手に伝えるなどの方法もあります。

(2) 記録をとりましょう

ハラスメントの行為が「いつ、どこで、誰から、何をされたか」についてできるだけ正確に記録をとるようにしましょう。誰か証人になってくれる人がいるときには、後で証言してもらうように頼みましょう。

（３）相談しましょう

さまざまな事情から、相手に「いやだ」「やめて欲しい」とはっきり言えないこともあります。そのようなときは、ひとりで悩まず、すぐに友人や同僚など信頼できる身近な人に相談しましょう。それでも解決が難しい場合には、本学のハラスメント相談員に相談しましょう。

（４）困っている人がいたら協力してあげましょう

自分の周囲でハラスメントの被害にあっている人がいたら、勇気を出して助けてあげましょう。被害の証人になってあげたり、また場合によっては直接加害者に注意したりしましょう、その際には、二次被害※に気をつけましょう。

※ 二次被害：注意したことにより、さらにいやがらせを受けること。



５．問題解決のための学内組織

ハラスメント相談員と相談窓口

本学にはハラスメント相談員がいます。被害にあった方は相談員に直接相談することができます。

また、直接面談のほかに、電話、e-mail、手紙等でも相談は可能です。

ハラスメント相談員は、保育科教員全員と学生担当及び総務担当の職員です。

なお、相談窓口は、保育科教員全員と学生担当及び総務担当の職員です。

一人で不安なときは・・・

相談をする際には、付き添いの友人など（補助者）と一緒に相談できます。

あるいは、被害にあった当事者でなく、第三者（被害者の友人など）が被害者にかわって相談をすることができます。

また、途中で相談員を変えることも可能です。相談には最初に連絡をとった相談員のほかに、相談者と同姓の相談員が同席できるよう配慮し、原則として相談員２人態勢で臨みます。

被害者のプライバシーを守ります

相談員は事情を正確に聴き取り、被害者を第一に考え、そのプライバシーや名誉を厳守します。相談員は被害者とともに、今後の解決方法を一緒に考え、支援していきます。

解決方法とその流れ

解決方法の主なものは、「調停」「苦情申し立て」「注意・警告」です。いずれの方法をとる場合も、相談員は「ハラスメント対策委員会」にその旨報告し、ハラスメント対策委員会はそれを受けて行動を起こします。「調停」「苦情申し立て」「注意・警告」は以下のとおりです。



調 停

相談者が相手方との話し合いによる解決を望む場合には、「調停」に沿って処理を進めます。



苦情申し立て

相談者が相手方に対する強制的な措置、処分を求める場合には、「苦情申し立て」に沿って処理を進めます。



注意・警告

相談者が相手方と直接の話し合いや強制的な措置、処分を求めない場合には、「注意・警告」に沿って処理を進めていきます。



つくば国際短期大学
ハラスメント防止委員会

2016 年 4 月 1 日

〒300-0051 茨城県土浦市真鍋6-7-10

TEL : 029-821-6125

FAX : 029-823-5107